DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 2971

(2) Folder title/number: (6) (end)
Enclosure II (Japanese Version)

(3) Date: ?

(4) Subject:

Classification	Type of record
9811	e

(5) Item description and comment:
Hyogo

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

E N C L O S U R E II.

(Japanese version)

Table of Contents

A. Personal Data Sheet

B. Outlines of Lectures

C. Sample Board Calender

D. Sample Disposition of Board Action

E. By-Laws

F. Translated Materials

PERSONAL DATA SHEET (個人的資料表) Date .....

Name 氏名		Address & Tel. No. 住所及電話番号	
Personal Position 現職		Duties 職責	
Education Training 學歷			
Experiences 職歷			
Member of Societies 所属團体	Educational 教育関係		Political 政治関係
	Social 社交関係		Others 其他関係
Travel			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

Member of Societies 所属團体	Educational 教育関係		Political 政治関係		
	Social 社交関係		Others 其他関係		
Travel 旅行歷					
Publications 著書					
Avocations 趣味					
Specific Problems desired to discuss on 希望する討議題目					

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

神戸市立外事専門學校
兵庫軍政部民間教育課共催新教育行政講習會

第一回講義要目（十二月十五日）

（題目）民主主義社會に於ける教育委員會の任務

講師、C.T. フイリップ氏

一、序論

其の土地の學校を進歩的にし且つその地方の教育水準を向上させることは教育委員會の任務である。

二、「個人の必要」に應じる爲の教育計画の樹立

A 民主主義教育の目標

1. 總ての青少年に対する充分なる教育の機會均等
2. 學術的並びに職業的教育
3. 一般教育
   a 批判的並びに証的能力及び正確なる推理力の涵養
   b 一般教養及び一般知性

B 民主主義教育の方法

1 機構
   a 学校、教員、諸施設の位置と配置
   b 各種類の學校の財政的措置
2. 教育人事
   a 適切な訓練
   b 教員の爲の諸施設の充実。図書館、実験室等
   c 給与制度

三、「社會的要請」に應ずる爲の教育計画の樹立

A 目標

3、一般教育
a 批判的並びに試的能力及び正確ふる推理力の涵養
b 一般教養及び一般知性
B 民主主義教育の方法
1 機構
a 学校、教員、諸施設の位置と配置
b 各種類の學校の財政的措置
2、教育人事
a 適切ふ訓練
b 教員の為の諸施設の充実。図書館、実験室等
c 給与制度
三、社會的要請に應ずる為の教育計画の樹立
A 目標
1 民主主義社会と世界
2 因習的社會制度の革新
3 新しい会合形式の創始
B 方法
1 學校と社會との連関
2、學校制度に対する社会の理解
3、教授法
4、諸施設
四 教育委員會と一般社會人
A 教育委員会は學校側に対しては一般社会を代表し他方一般社會に対しては學校側を代表する
B 教育委員会は學校を進歩發展させると共にその地方の教育水準を向上させる責務がある

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

神戸市立外事専門學校
兵庫軍政部民間教育課 共催新教育行政講習會

第二回 講義要目（十二月廿二日）

題目「教育長の義務と責任」

講師 J. コレテイ女史

I. 教育長と教育法
II 教育長に必要な資格
a 専門的、一般的の指導者
b 公立學校に於ける教育行政及び経營の専門家
III 行政上の職務
a 教育委員会々議への出席
b 教育委員会会議資料の調製
(1) 教育委員会々議に必要なる要員
a 法律顧問
b 速記者
c 其他の要員
(2) 委員会行事細目
a 編輯
(1) 資料蒐集
(2) 調査提出
b 配布
(3) 委員會記錄
a 人員筮
b 現在要員索引
c 総錄

V 一般職務
a 管下の學校組織の監督保護
b 行政官廳間の調整
c 委員会に対する献策
1 緊急対策
2 長期対策

VI 對外関係

VII 年次報告その他

(1) 教育委員会々議に必要する要員
a 法律顧問
b 速記者
c 其他の要員
(2) 委員会行事細目
a 編輯
(1) 資料蒐集
(2) 調査提出
b 配布
(3) 委員會記錄
a 人員簿
b 現在要員索引
c 総錄
IV 事務上の職務
a 教育監督
(1) 教員免許
(2) 任免その他
(3) 調査及び教育課程の改善
(4) 生徒の活動
(a) 娯樂及び研究
(b) 職業の適性
(c) 在籍生徒の異動
(d) 實業界並びに政府の計畫への協力
(e) 府縣当局の教育計画への参加
(5) 指導並びに特別活動
(a) 児童福
(b) 児童補導
(c) 団体(母子局)
b 事務監督
(1) 年次豫算の編制
(2) 承認予算の施行
(3) 學校基金経理に関する指示
(4) 各種職階に対する給与率の提案
(5) 會計報告の作製

V 一般職務
a 管下の學校組織の監督保護
b 行政官廳間の調整
c 委員会に対する献策
1 緊急対策
2 長期対策

VI 對外関係

VII 年次報告その他

VIII 教育会その他の会員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

神戸市立外事専門學校
兵庫軍政部民間教育課 共催新教育行政講習會

第四回講義要目（一月十二日）

(題目) 教育委員教育長及び教職員

講師、 J. コレテイ女史

一、教職員選衡
　A. 目的
　B. 職種別
　　1. 教授
　　2. 庶務
　　3. 管理

二、教職員方針
　A. 教職員の類別
　B. 事務の分掌
　　1. 職務の決定
　　2. 最低の學歴の指定
　　3. 資格の表示

三、教職員の考課
　A. 基準
　　1. 訓練
　　2. 経驗
　　3. 者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77-5013

二、教職員方針
A. 教職員の類別
B. 事務の分掌
イ. 職務の決定
ロ. 最低の学歴の指定
ハ. 資格の表示

三、教職員の考課
A. 基準
イ. 訓練
ロ. 経験
ハ. 考査
B. 任命方法

四、教職員の能率進級
A. 俸給表
B. 兼担事務
C. テニュアの特権
D. 退職手當
E. 賜暇
F. 在職向上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

教育委員會運營方式

（一月十九日　フイリップス氏述）

1 教育委員會内部の組織

A 行員選擧及その任期

委員長
副委員長
会計係
書記

B 書記は教育委員でない者でもかまはない

C 小委員制

D 會議

月一回（定例）
一般新聞、ラヂオに公開

E 細則

議會式討議方法
教育委員会年次日錄及
議事錄

2 教育委員会の職務

A 學校視察

學校視察は当然。但し式典その他に出席は不可

B 研究

教育委員室附属参考図書室
ルーズリーフ（綴込み式）ハートブック

C 教育委員会の議以外に於ける意見、聲明、約束

D 陳情

3 教育委員会の社會的地位

A 威信と地位

B 教育政策と一般社會

C 運營方式と一般社會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

C 小委員制

D 會　議

月一回（定例）

一般新聞、ラヂオに公開

E 細　則

議會式討議方法

教育委員会年次日録及

議事錄

立　法

F 教育委員會々議の一例

（ミシガン州ミッドランド）

1 出　席　調　査

2、前回議事錄承認

3、陳情傳達

4、陳情聽取

5 教育長報告

6、旧事務

7、新事務

8 閉　會

意見、聲明、約束

D 陳　情

3. 教育委員会が社會的地位

A 威信と地位

B 教育政策と一般社會

C 運營方式と一般社會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員會講習會講義要目

（昭和廿四年一月廿六日）

豫算と年報 コレテイ女史

〔I〕豫算

A 教育事業計画の概要とその経費

1 主要項目

a. 教育 (Instruction)

b. 行政

c. 維持

d. 資本的支出 (Capital Outlay)

e. 負債処理 (Debt Service)

2 一年、三年又は十年計画

a. 経費概要

b. 所要歳入の説明

B 個々の學校豫算

1 校長の作製した豫算

2 教育長及事務局員による査定

〔II〕財政の運営

A 財産目錄 (Inventory)

1 建物

2 設備

B 物品購入

1 秘密入札 (Sealed bids)

2 物品請求 (Requisitions)

C 校舎及設備の維持

1 財政的処理 (Custodial service)

2 修理

3 保險

D 新築

E 人事

e. 負債処理 (Debt service)

2 一年、三年又は十年計画

a. 経費概要

b. 所要歳入の説明

B 個々の學校豫算

1 校長の作製した豫算

2 教育長及事務局員による査定

a. 重複の防止

b. 経費膨張の實際的限度への抑制

c. 有効性 (validity) の決定

d. 経費支出の停止

C 財政事情説明書 (Financial Story) の提出

1 納税者への頒布

2. 説明図、其他

2 物品請求 (Requisitions)

c 校舎及設備の維持

1 財政的処理 (Custodial service)

2 修理

3. 保険

D 新築

E 人事

F 會計監査

〔III〕 弁 報

A 教育長と教育委員會

B 財政報告

c 各段階の教育の目標 (Purposes)

D 建物及設備に関する報告

E 人事報告

F 次年度の計画目標 (Goals)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學校行政上の諸問題

（二月二日）　　フィリプス氏

Ⅰ 生徒調査

A 一般調査

1. 地区人口と生徒数　2. 学籍法

B 職業指導

C 学級編成

Ⅱ 教　員

A 時間割

1. 授業時間　2. 指導

B 教員調査書

1. 在職訓練　2. 欠勤賜暇等

C 学校行政

1. 委員會　2. 事務と授業

Ⅲ 學科課程

A 時間割

1. 家庭教室制 ('Home Room System)

2. 必修及選択課程

B 指導要領

1. 教案　2. 考査，復習，教材

C 課外活動

1. 生徒自治　2. 自治会各部，運動競技

Ⅳ 豫算

A 人件費　B. 施設費

C 維持費　D 拡充費

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

学校保健施策の概要
（二月九日）

Ⅰ. 一般施設
1. 保健教材
2. 図表、標本類
3. 会議
4. 施設展示

Ⅱ. 特殊計画
1. 教育研修所に於ける保健教育展覧会
講演等
2. 厚生官吏の援助に依る高等学校レントゲン
検診
3. 学校貸付用保健教材
近くこの種のものが軍政部社会保健課
から提供の予定
尚教育委員は「学校保健指針」に
注意のこと
4. 教員の厚生調査

Ⅲ. 実際施設（長期計画）
営養（学校給食）
両親教育
BCG
レントゲン
聴力計
視力検査
身体検査（三年毎）
歯科治療
身体検査表

学校保健施策（試案）
（二月九日）

Ⅰ. 組織
A. 公私諸方面に対し学校保健計画を周知させるための会合
B. 地区保健衛生専門家に対し其の援助を求めるための会合
C. 学校月報に学校保健施策記事の掲載
保健施策の拡充にともない全市教員に対する報知機関として学校保健月報を発行し尚学校保健委員会の結成が必要となる
D. 学校長会議

Ⅱ. 学校施療の第一歩

Ⅲ. 顧問委員会結成

本年中に決定すべき事項
教員生徒に必要なもの
1. 教員生徒に必要なもの
2. その必要を充たすための公私諸方面の援助の列挙
3. 各校に学校保健委員会を設置し地方保健調整官を任命することにより全市の学校に於ける学校保健教育施策運営の円滑が期し得られる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

議事豫定表見本

-1-

注意	これは五日前に委員の手許に到着すること。

兵庫縣教育委員會
神戸市生田区中山手通四丁目

議事豫定表

(昭和24年2月2日)

1. 前回會議録の承認　昭和24年1月5日の會議録の承認の議決

2. 教育委員の報酬　下記の通り委員の報酬の承認の議決

A. 報酬

委員 ……月 6,000円
(議員委員) ……月 3,000円
副委員長 …… 7,000円
委員長 …… 8,000円

B. 費用辨償

車馬賃一料に付 6円
日當一日に付 240円
宿泊料一夜に付 甲地 1,200円 / 乙地 960円
食卓料 240円

A. 報酬

委員 ……月6,000円
(議員委員) ……月3,000円
副委員長 …… 7,000円
委員長 …… 8,000円

B. 費用弁償

車馬賃一料に付6円
日當一日に付 240円
宿泊料一夜に付 甲地 1,200円 / 乙地 960円
食卓料 240円

3. 昭和24年4月1日より25年3月31日までの教育豫算

昭和24年度の豫算承認の議決
(別紙添付)

4. 教育委員會事務局機構

A. 事務局の部課の設置についての承認の議決
(別紙添付)

B. 事務局部課の人事についての承認の議決
(別紙添付)

5. 教員の人事異動 兵庫縣学校職員の人事異動承認の議決

A. 小學校

性名	花山太郎
前任校	神戸市平野小學校
新任校	飾磨郡余部小學校

B. 中學校

性名	小林次郎
前任校	神戸市長狹中學校
新任校	姫路市山陽中學校

C. 高等學校

性名	石山三郎
前任校	兵庫縣立神戸高等學校
新任校	兵庫縣立垂水高等學校

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

6. 事務局傍聽人暫定規則

兵庫縣教育委員會傍聽人暫定規則の承認の議決
(別紙添付)

7. 成人教育講座

成人教育講座の開催についての承認の議決
(別紙添付)

8. 學生陸上競技

日本學生陸上競技選手權大會開催についての承認の議決
期日　7月16日 — 7月17日
會場　兵庫縣立明石陸上競技場
經費見積額　3,000,000円

9. 視學教育

視學教育についての承認の議決
(別紙添付)

10. 授業料入學考査料

授業料入學考査料の問題についての承認の議決
(別紙添付)

總　括　表

事　　項	査　定　額
1. 教育施設の整備充実に要するもの	2,660,307,241.
2. 教・員の資質向上	3,207,200.
3. 新教育施設の徹底	2,111,700.
4. 科學職業教育の徹底	195,500.
5. 特殊教育の擴充	190,000.
6. 學校衛生指導の擴充	690,350.
7. 學校給食の改善	825,300.
8. 教職員の更生施設の充実	3,162,500.
9. 健康増進と文化の充実	8,293,450.
10. 其の他	28,714,060.
計	2,707,677,301.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1. 教育施設の整備充実に要するもの

事項別	査定額	備考
(1) 物的施設	2,178,000	
校舎建物借上料	200,000	
新制中学校等営繕指導ゴム費	978,000	
県立学校の体育器械器具ボール等購入費	200,000	
営繕工事費	5,000,000	
明石陸上競技場用具設備上	800,000	
(2) 人的施設	2,653,129,241 ~~2,653~~	
小学校費	1,269,627,495	
中学校費	930,616,392	
高等学校費	356,974,069	通信教育を含む
	71,546,471	定時制
聾盲学校費	24,364,814	
計	2,660,307,241	

2 教員

事
教育協
事務職
校長
指導主
教育研
教員
実験
教職
学校
教員
検

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 教育の資質向上

額	備　考	事　項　別	査定額	備　考
,000		教育協議会費	33,200	
,000		事務職員研修費	21,600	
,000		校長園長会議費	10,000	
,000		指導主事研究費	114,000	
,000		教育研究発表会費	150,700	
,000		教員留学研究費	400,000	
		実験学校指導費	165,000	
,241		教職員講習会費	1,372,000	
,495		学校体育講習会費	300,700	
,392		教員短期養成講習会	500,000	
,069	通信教育を含む			
,471	定時制	検定事務費	140,000	
,814				
,241		計	3,207,200	~~3,207,200~~

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. 新
教育施設の徹底

事項別	査定額	備考
教育研究所費	1,296,700	
學校視察指導費	340,000	
教科書展示会費	225,000	
女子校長教頭講習費	250,000	
計	2,111,700	

4.

事
職業
児童

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4. 科學職業教育の徹底

備考

事項別	査定額	備考
職業指導講習会費	104,500	
児童生徒教員の發明發見展覽会	91.000	
計	195.500	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5. 特殊教育の拡充

事項別	査定額	備考
育官學校教員養成費	180,000	

6. 學

事
學校歯科
養護教諭
學校身
性教育
健康
言

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

6. 學校衛生指導の拡充

事項別	金額	備考
學校歯科疾治療費	232,500	
養護教諭養成講習会費	93,250	
學校身体検査費	150,000	
性教育指導費	99,600	
健康教育指導費	100,000	
計	675,350	

備考

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

7 學校給食の改善

事項別	査定額	備考
學校給食施設費	770,300	
學校給食指導書編纂	55,000	
計	825,300	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

備考

8. 教職員の更生施設の充実

事項別	査定額	備考
教職員給與制度調査費	162,500	
結婚資金貸付金	3,000,000	
計	3,162,500	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

9. 健康増進と文化の充実

事項別	査定額	備考
児童愛護費	20,000	
成人教育費	52,000	
視覚教育費	2,036,750	
地方模範公民館育成費 モデル公民館指定費	572,500	
藝能教育費	199,700	
宗教教育費	35,500	
縣立美術研究所費	80,000	
政治教育啓蒙費	242,000	
婦人教育費	50,000	
~~P.T.A普及~~費	132,000	
図書教育費	137,000	
憲法記念日事業費	41,000	
青少年教育費	45,000	
第四回國民体育大会派遣費	1,055,000	
第四回國民体育大会兵庫予選	300,000	

事
第四回国 選 継走
綜合体
フオークダ ーション
レクリエーシ 運動費
知事賞
駅伝競
二府四県 大會派遣
古文化記
天皇賜杯 陸上競技

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

備　考

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

10其の他

事項別	査定額	備考
教育審議會費	230.000	
婦野公民研修所維持費	70.000	
社会教育會館維持費	106.500	
社会教育委員會費	30.000	
教育表彰費	84.000	
縣立学校費用費增額	500.000	
没收図書事務費	96.000	
調査統計費	180.000	
支局事務費	314.000	
委員會自動車購入費	1.000.000	
教育委員會運営費	26.032.560	委員会運営費 1.452.400 事務員人件費 24.580.160
計	28.714.060	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG ON. 77 5013

兵庫縣教育委員會事務局機構

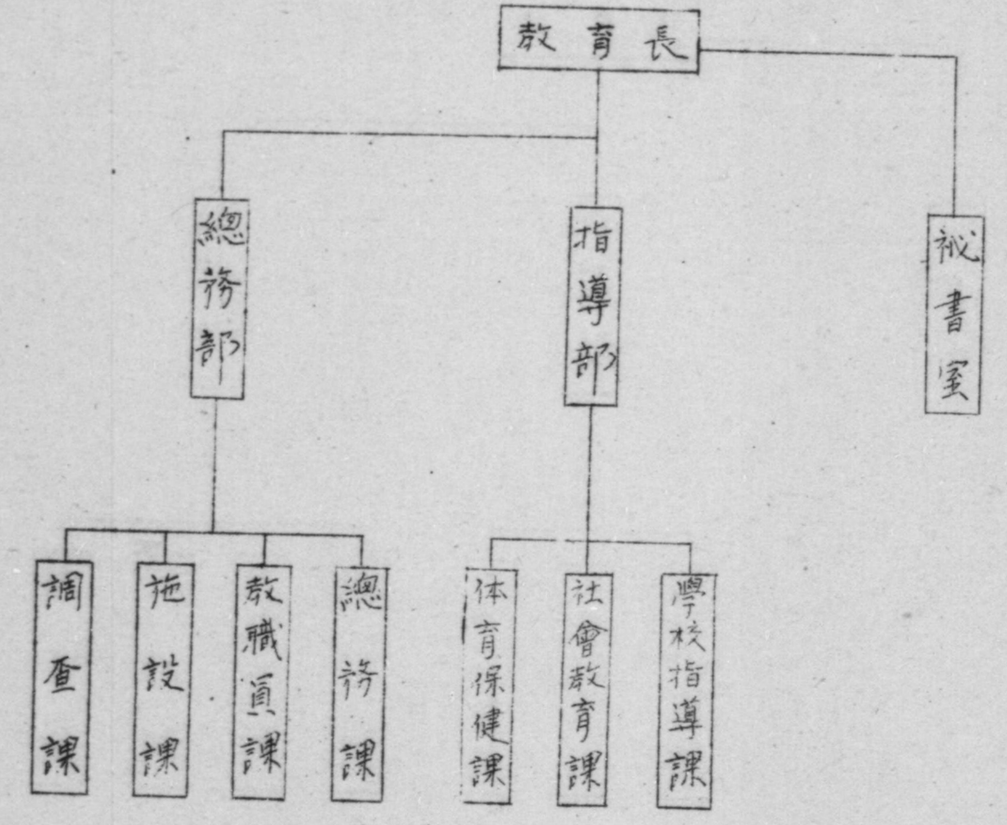

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

興亜會事務局機構職員名簿

課員

視学	青山	肉	視学	高下	奏二	視学兼書記	野崎
〃	沖	一郎	〃	中村	繁	〃	立石
主事	五十嵐忠夫		〃	増田	勲	〃	彭沢
〃	吉岡平雄		主事	松下	政市	幹事	神
主事	須甲	磯蔵	主事	塚取	格玉	主事	松村
〃	岩佐	修理	〃	高橋	新一	嘱託	武藤
〃	青木	虎	〃	基	孝二	〃	三木
〃	島垣	雅男	〃	田井	玉也	〃	谷口
〃	塩谷孝太郎		〃	瀬井		雇	眞鍋
主事	井上寅一郎		主事	山本	義男	主事	三宅
〃	安尾忠男		〃	琴川	打	〃	田辺
〃	名和海英		〃	石井	一	雇	馬杉
〃	岡本安子						
〃	中西竹井	勉					
〃	上田						
主事	岡田	謙吉	技師	打田	正雄	嘱託	島谷
主事	小和	三夫	主事	橋本	揮夫	雇	松原
主事	中川	儀彦	主事	梅田	眞		
〃	植上	輝夫	嘱託	川部	武		
〃	中尾	登	雇	今村			
〃	清水	武雄	〃	西下富士夫			
〃	下川	行一	〃	吉田	勝美		
〃	宮下	琢夫	〃	牧野	歳		
技師	梅井	廣明	主事	谷郷	定男		
〃	村上	和男	〃	中津	久壽男		
〃	坂東	勇	雇	喜多	栄主		
〃	森本	宏	〃	石戸	照		
〃	渡辺	幹夫	〃	佐野	利江		
技師	柚吉	賢一	視学	金川	青三	視学兼書記	市村
〃	木下彦太郎		〃	田中	牧二	〃	吉川吉之助
〃	関	鉄男	〃	上田	武	〃	長谷川力夫
〃	小林	弘					
主事	新家	久雄					

（課員時間無給兼務）

嘱託

西畑智津子	表一	林かず忌	
中村清三郎		保野次郎	
秋山勝一			
松本一男			
原	保		

書記

浜田耕次		山田勝太郎	
山添房代		上西康之	
藤原正義		松本喜美子	
北村和代		山本清三	

給仕

高橋	康	重松壽子	
芝田	暉治	池田	一
高倉	巍子		
清中	勇		
神			

助教諭

松村たづ子		吉田美智子	
武藤	昭夫		
三木	睦子		
谷口	和子		
眞鍋	誠		

臨時雇

陽三		重松壽子	
良夫			
孝恵			

書記

林かず忌			
保野次郎			

助教諭

吉田美智子			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會事務局機構

課員

教育長 堀 隆三

秘書室 室長 松永清

指導部 部長代理 恩賀一男

- 学校指導課 課長恩賀一男
  - 視学 青山 勇
  - 〃 沖 一郎
  - 〃 [illegible]
  - 主事 五十嵐忠夫
  - 〃 吉岡 平雄
  - 視学 高下
  - 〃 中村
  - 〃 [illegible]
  - 〃 増田
  - 主事 松下
- 社會教育課 課長藤原忠一郎
  - 主事 須甲 磯藏
  - 〃 岩佐 修理
  - 〃 青木 康
  - 〃 宮恒 雅男
  - 〃 塩谷孝太郎
  - 主事 塚脇
  - 〃 高橋
  - 〃 基
  - 〃 細井
  - 〃 瀧井
- 体育保健課 課長堀 公平
  - 技師 渡辺 道義
  - 主事 黒田 敏郎
  - 〃 山本 正之
  - 主事 山本
  - 〃 琴川
  - 〃 石井
- 主事 [illegible] 岡田 謙吉
  - 〃 小和 三夫
  - 技師 打田
  - 主事 橋本

総務部 部長 事務取扱 堀 隆三

- 総務課 課長西村 猛
  - 主事 井上寅一郎
  - 〃 安尾 忠男
  - 〃 名和 海英
  - 〃 岡本 秀子
  - 〃 中西 竹井
  - 〃 上田 勉
  - 主事 中川
  - 〃 樋上
  - 〃 中尾
  - 〃 清水
  - 〃 下川
  - 〃 宮下
- 教職員課 課長恩賀一男
  - 視学 金川 春三
  - 視学員 田中 收二
  - 〃 上月 武
  - 視学員 市村
  - 〃 吉川吉之
  - 〃 長谷川力
- 施設課 課長久世茂雄
  - 技師 袖吉 賢一
  - 〃 木下彦太郎
  - 〃 関 鉄男
  - 〃 小林 弘
  - 主事 新家 久雄
  - 技師 櫻井
  - 〃 村上
  - 〃 坂東
  - 〃 森本
  - 〃 渡辺
- 調査課 課長（未定）
  - （ 未定 ）

前川誠一

（課員は順番不同）

兵庫縣教育委員會傍聽人暫定規則

第一條　会議を傍聽しようとする者は、会場係員に住所氏名を告げその指示に従わねばならない。

第二條　次の各号の一に当ると認められる者は入場を許さない。

一、精神に異狀があると認められる者又は酒気を帶びてゐる者

二、兇器を携帶して居るもの

三、滿員後傍聽しようとする者

第三條　傍聽人は如何なる理由があつても議場に入つてはならない

第四條　傍聽中は次に掲げるような事があつてはならない

一、飲食又は喫煙をすること

二、議事の言論に批評を加え、又は可否を表すること

三、喧噪にわたり又は議事を妨害する様な行爲をすること

四、私話又は談論すること

五、其の他会議を軽視し、又は委員会の品位を傷つけるような言動をすること

六、前項の規定を守らない者には委員長は式言を以て退場を命ずる

第五條　傍聽を禁じた時、又は退場を求められたときは速やかに退場しなければならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

成人教育講座（要旨）

一、趣旨　兵庫縣下一般成人に普く民主々義の精髄と新憲法下於ける新法規の精神徹底せしめ以つて民主日本の再建を速かならしめるため約十万人の成人を三十時間教育する。

二、主催　兵庫縣、
後援　兵庫軍政部　兵庫縣、

三、期日　本年三月から五月十五日まで、

四、会場　縣下の全新制中学校（三六一校）毎に

五、内容　教育、労働、経済、食糧、政治、法律、保健衛生及び社会保障制度について二十課目、約三十時間の講座である。

六、講師　各地区毎に且各項目毎に講師約三五口名を選定し三月八日から五日間神戸に於て講師養成講習会を開催する。右に必要なテキストは軍政部から提供される。

七、講座のやり方

講義と資料の研究（映画等）と討議との三つが行はれる。

単なる講義ではない。

八、宣傳　イ、各地区毎に運営委員会が既にもうすべて運営について研究している。彼等はポスター、ビノの製作や協議会を計画してゐる。

ロ、各新聞は既に三十告記事を発表した。ラジオも近く校

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

視覚教育について

目的

連合軍総司令部、貸與にかゝる ナトコ 十六ミリトーキー 三五ミリ 幻灯機の教具を主体とし 紙芝居、写眞、ポスター統計などの補助教具の健全なる活用と円滑な運営により 縣民の國際情勢に対する啓蒙並に民主化をはかるを目的とす

現保有教具数

ナトコ 一六ミリトーキー 二九台

三五ミリ 幻灯機 一七台

三五ミリトーキー 一八台

運営方法

(1) 縣下各郡市に視覚教育委員会を組織し その委員会を通じて上映計画を立案し夫々の地区の視覚教育の目的を達成せんとする

(2) この為にナトコ一六ミリトーキー 二十一台を縣下に配分保管を依頼し活用に使ならしめてゐる

(3) ナトコ一六ミリトーキー 八台は縣フイルムライブラリーに保管してゐる

保管フイルム

CIE フイルム 三八本

縣所蔵フイルム 一九本 (二月十五日現在)

経費

昭和二十四年度視覚教育に関する三ヶ算は二〇〇万円程度

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(1) 縣下各部市に視覚教育委員会を組織し其の委員会を通じて上映計画を立案し夫々の地区の視覚教育の目的を達成せんとする

(2) この為にナトコ一大ミリレーキー二十一台を縣下に配分保管を依頼し活用に供ならしめてゐる

(3) ナトコ一大ミリトーキー八台は縣フイルムライブラリーに保管してゐる

保管フイルム

CIEフイルム　三八本

縣所蔵フイルム　一九本　（二月十五日現在）

経費

昭和二十四年度視覚教育に関する三ヶ算は二〇〇万円程度計上の予定である

兵庫縣立学校授業料　受講料　入学考査料及び
入学料徴收條例

学校種別	授業料 書間	授業料 夜間	授業料 定時制	入学考査料 書間	入学考査料 夜間	入学考査料 定時制	入学料
高等学校	年額 三〇〇〇円	年額 一五六〇円	年額 一五六〇円	一〇〇円	五〇円	五〇円	
専門学校	年額 三九六〇円			二〇〇円			
醫科大学	年額 四八〇〇円			三〇〇円			四〇〇円
同 豫科	年額 二〇〇〇円			二〇〇円			四〇〇円
商科大学	年額 四八〇〇円			二〇〇円			四〇〇円

第三條　通信教育の受講料は左表のとおりとし入学料は五〇円とする

	中学校 第一年	中学校 第二年	中学校 第三年	高等学校 第一年	高等学校 第二年
國語	月額 一二〇円	月額 一二〇円	月額 一二〇円	月額 七五円	月額 七五円
西洋史					月額 一二〇円
人文地理					月額 一二〇円

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
家庭の一部	小火	建物半焼	解体作業中	職人一名	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円

昭和二十年 日 月 日 現在

二の欄に記入すること

第二欄 通常火災の場合は五百円以下

3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

追加議案

(注意 これは豫定表発送後発生した議案であること)

11. 育英制度の拡充　日本育英会学資金体與の増額について承認の議決
　　新制高等学校　最高500円まで

12. 教育審議会の設置　教育委員会の諮問機関として教育審議会を設置することの承認の議決
　　範囲　学校経験者
　　報道機関
　　労働者代表
　　教員代表
　　P.T.A代表
　　人員　約30名程度

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

緊急追加議案

(会議の終了間際に提案されたもの)

13. 特殊委員の提案により教職員研集会を実施するため教師の要求について指導主事をして調査せしめることに議決した.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會

場所　神戸市生田区中山手通四丁目
期日　昭和24年2月3日

昭和24年2月2日開催の兵庫縣教育委員會議事経過表

議事豫定表番号	経過
A	本間主事が選れて東京に於て開催中の第二回中等指導主事講習會指導の講師を委嘱された榮典に對し祝詞を送ることを議決した
B	某氏の死亡に對し教育委員會の弔詞を同氏未亡人に送ることを議決した。
C	兵庫縣教育委員將積委員は教育界に非常に價値のある「新らしい學校」といふ書籍を著したことに當局の辞を送つた。
1.	次の箇所を修正の上承認した 兵庫縣教育委員會の委員の報酬及び旅費に関する條例中旅費とあるを費用辨償に修正
2.	原案可決
3.	豫算関係　部課と協議の大わ特別委員3名を選び検討を加へることに議決した
4.	原案可決
5.	原案可決

A、B、Cとは吉兆に對する祝弔又は著名な出来ごとについてのことを記載する

1. 次の箇所を修正の上承認した
兵庫縣教育委員會の委員の報酬及び旅費に関する條例中旅費とあるを費用辨償に修正

2. 原案可決

3. 豫算関係　部課と協議の大め特別委員3名を選び検討を加ふことに議決した

4. 原案可決

5. 原案可決

6. 原案可決

7. 原案可決

8. 原案可決

9. 原案可決

10. 原案可決

追加議案

11. 原案可決

12. 原案可決

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

緊急追加議案

會議の終了間際に提案されたもの

13. 評議委員の提案により教職員研究集會を實施するため教師の要求について指導主事をして調査にあたることに議決した

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三

兵庫縣教育委員會
規　則

兵庫縣教育委員會

昭和23年11月

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

目次

頁

兵庫縣教育委員会規則

1 第一章 總則

第二章 委員長及副委員長

2 第三章 事務局の機構及び職員

3 第四章 教育委員の辞職

第五章 公印

4 第六章 附則

5

兵庫縣教育委員会議規則

5 第一章 總則

第二章 会議

6 第一節 開議及び散会

第二節 議事

7 第三節 発案及び動議

第四節 発言

第五節 表決

9 第六節 会議録

10 第三章 請願

11 第四章 紀律

第五章 補則

12 附則

13 兵庫縣教育委員会傍聽人規則

15 兵庫縣教育委員会の委員の報酬及費用辨償に関する條例

16 附則

18 兵庫縣教育委員会内規

19 兵庫縣教育委員会事務局処務規定

第一章 事務分掌

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會●●規則

第一章 總則

第一條 本委員會は兵庫縣教育委員會(教育委員会と云う以下同じ)という

第二條 教育委員会については教育委員會法(法という以下同じ)同施行令(令という以下同じ)に規定するもの、外この規則の定めるところによる

第二章 委員長及副委員長

第三條 法第三十三條に規定する委員長及び副委員長の選擧は委員の互選とし無記名投票でこれを行い有効投票の最多数を得た者を以て當選人とする、投票数が同じである時はくじでこれを定める

委員長の選擧と副委員長の選擧とは別にこれを行う

委員長及び副委員長が定まった時は委員会はその住所氏名を告示しなければならない

第四條 委員長又は副委員長が辞職しようとする時は文書による辞職願を委員会に提出しその許可を得なければならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

き つ 缺れ
し と 至のけ
任たにそな
辞しるはは
を辞け挙行
員を缺選を
委職がのれ
がの長長こ
長長員に
員員委円
委委副副以
副副は日
はは又又十
又又長長ニ
長長員らい
員員委委な
委委他は日り
はの時たな
條或其たけば

第五章 事務局の機構及職員

第六條 兵庫縣教育委員會に設置する事務局（以下事務局という）に左の各部及び事務局支局（以下同じ）を置く。

※第七條 事務局に秘書課、教育課、庶務課、指導課、調査課、教育研究所、体育保健課、体育芸術課及び教育施設課の同室を置く。

各部に部長を置く。

各部の同室に室長を置く。

事務局支局及び各教育事務所に、庶務課、指導課、調査課及び教育研究所の同室を置く。

各教育事務所に教育長を置く。

教育長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

教育長に事故があるときは、あらかじめ教育長の指定した課長が、教育長の職務を代理する。

第八條 教育委員会に教育長を置く。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する教育機関の職員を指揮監督する。

教育長は、教育委員会の会議に出席し、議事について発言することができる。

教育長に事故があるときは、あらかじめ教育委員会の指定した教育委員が、教育長の職務を代理する。

※第七條 事務局に秘書課、教育課、庶務課、指導課、調査課、教育研究所、体育保健課、体育芸術課及び教育施設課の同室を置く。

各部に部長を置く。

各部の同室に室長を置く。

事務局支局及び各教育事務所に、庶務課、指導課、調査課及び教育研究所の同室を置く。

各教育事務所に教育長を置く。

教育長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

教育長に事故があるときは、あらかじめ教育長の指定した課長が、教育長の職務を代理する。

第八條 教育委員会に教育長を置く。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する教育機関の職員を指揮監督する。

教育長は、教育委員会の会議に出席し、議事について発言することができる。

教育長に事故があるときは、あらかじめ教育委員会の指定した教育委員が、教育長の職務を代理する。

※ 昭和23年11月23日 教育委員会規則 第4号 改正

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第八條事務局には令第十五條及第十六條に規定する職員の外次の職員を置く

★ 1. 教育次長
2. 廨長
3. 室長
4. 支局長
5. 雇
6. 傭人

第四章 教育委員の辞職

第九條 法第三十條により委員辞職の許可を得ようとする時は文書による辞職願を委員会に提出しなければならない

第五章 公印

第十條 教育委員会 教育委員会委員長 教育委員会事務局及教育長及課長の公印を次の様に定める

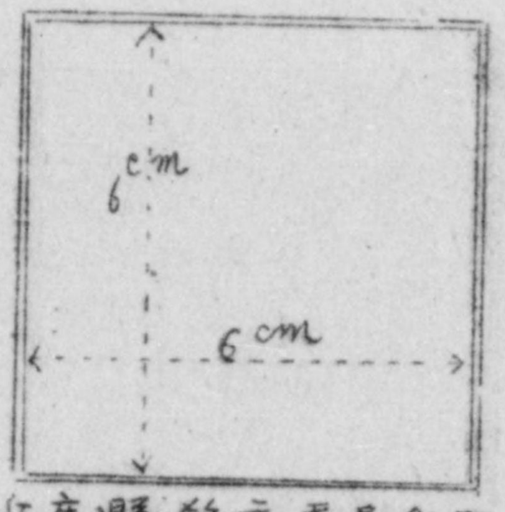

兵庫縣教育委員会印

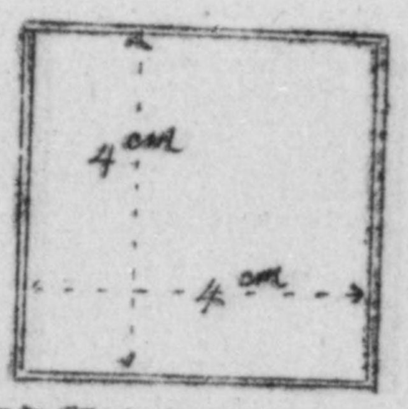

兵庫縣教育委員会印

★ 1. 部長　昭和23年11月30日 教育委員会に於て改正

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

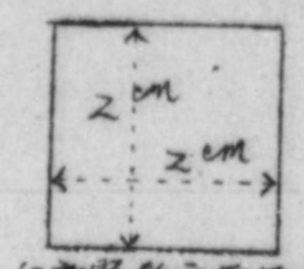

兵庫縣教育委員会印

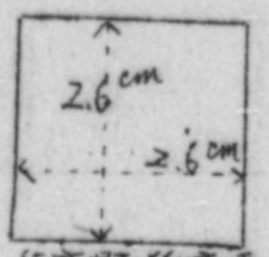

兵庫縣教育委員会委員長印

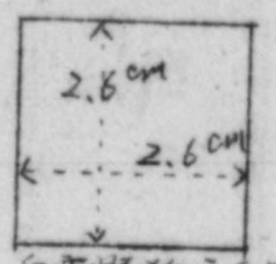

兵庫縣教育委員会教育長印

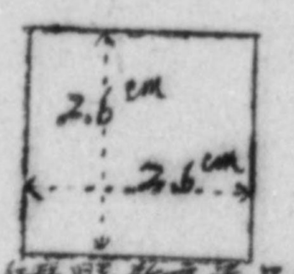

兵庫縣教育委員会事務局○○課長印

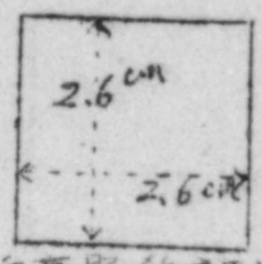

兵庫縣教育委員会事務局印

第十一條　公印は教育長が保管する

第六章　附　則

第十二條　教育委員会の告示は兵庫縣報に登載することを以つて公告式とする

第十三條　この規則は公布の日からこれを施行する

第十四條　事務局規程は別にこれを定める

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会会議[illegible]規則

第一章　總　則

第一條　教育委員会の会議については法令に規定してあるものの外この規則による

第二條　委員は招集の当日開会定刻前に議場に参集しなければならない

第三條　委員の議席は選挙後の会期の初めにくぢで之を定める　補欠委員の議席は前任者の議席とする　必要があるときは委員長は会議に諮って委員の議席を変更することができる

第四條　会議は次の通りとする

※一　定例会は毎月火曜日とする　但しその日が国民の祝日に当る時はその翌日とする

二　臨時会は必要に応じ議決で之を招集する

第五條　会議に於て議決を見るに至らないときは之を次回に継続審議しなお議決に至らないときは之を廃案とする

第六條　会議は委員長が之を開閉する

第七條　会議の事件を全部議了した時は委員長は議決により閉会することができる

第二章　会　議

※一　定例会は毎月水曜日とする

昭和23年11月30日教育委員会に於て改正

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第八条　会議は委員長が之を宣言して開く

第九条　委員長が議事を整理し秩序を保持し会議の順序及び議事の次第は委員長が之を定む

第十条　委員は委員長の許可を得ずして発言することを得ず

第十一条　委員長は発言者に対し議題外の言論又は不穏当の言辞を禁止することを得

第十二条　委員長は発言者の言論が終りたるときは其の要旨を明瞭にして之を会議に訴へ其の可否を決することを得

第十三条　委員長は必要と認むるときは委員に命じ又は自ら議案を朗読することを得

第十四条　委員長は必要と認むるときは議案の説明者に対し質疑討論表決の順序を変更することを得但し議案の説明者に対し質疑討論表決の順序を変更することを得但し議案の説明者に対し質疑討論表決の順序を変更することを得但し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

但し委員長の意見又は会議に諮り之を変更することができる

第十四條　委員長は関係者に予め出席を要求しておくことができる　但し教育長及び関係職員は出席しなければならない

第三節　発案及び動議

第十五條　委員は議案を発議し動議を提出することができる

第四節　発　言

第十六條　会議に於て発言しようとする者は委員長の許可を得なければならない

第十七條　発言は議題の外に渉ってはならない

第十八條　発言はその中途に於て他の発言に依って妨げられることはない

第十九條　質疑に当っては　自己の意見を述べることができない

第二十條　質疑が終ったときは委員長は質疑の終局した目を宣告して議案に基いて討論に入る

第二十一條　委員長は必要と認めた時は会議に諮り予め討論時間を制限することができる

第二十二條　委員長の質疑及び討論終局の宣告に対して異議の申立があった時は会議に諮り討論を用いないで之を決める

第五節　表　決

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二十三條　委員長は問題に付いて異議の有無を会議に諮らねばならない　異議がないと認める時は委員長は直に可決を宣告する
但し委員が問題又は委員長の宣告に対し異議の申立をした時は委員長は表決を採らなければならない

第二十四條　委員長は表決を採ろうとする時はその問題を宣告しなければならない
委員長が表決に付する問題を宣告した後は何人も議題に付いて発言する事はできない

第二十五條　表決を宣告した時は現に議場にある委員は表決に加わらなければならない
委員は自己の表決に付いて更正を求めることはできない
表決の際現に議場にいない委員は表決に加わることはできない

第二十六條　採決の順序は廃案を先とし修正案を次にし原案を後とする

第二十七條　採決の方法は挙手　起立　記名投票及び無記名投票の四種とし委員長は便宜之を用いる

第二十八條　委員長は挙手又は起立に依り表決を採ろうとする時は問題を可とするものを挙手又は起立させその多少を認定してその可否の結果を宣告する

第二十九條　記名投票に依り表決を採る場合に於て

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

は問題を可とする委員は「白票」問題に反対する委員は「青票」を投票函に投入する

第三十條　無記名投票に依り表決を採る場合に於ては問題を可とする委員は「賛成」問題を否とする委員は「反対」の旨を投票用紙に記載し之を投票函に投入する

前項の投票用紙の様式は委員長は議決を経て之を定める

第三十一條　投票を行う場合に於ては委員長は二人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない

第三十二條　委員長は職員をして各委員に所定の投票用紙を配付せしめなければならない

委員は職員の指名に従い　順次投票しなければならない

第三十三條　投票の点検が終つた時は　委員長はその結果を会議に宣告しなければならない

第六節　会議録

第三十四條　会議録には議事を記載しなければならない

第三十五條　会議録には議事の外左の事項を記載しなければならない

一　開会閉会についての事項及その年月日時場所

二　開議散会及び休憩の時

三　会議に出席した官吏、吏員の官職氏名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四　出席及び欠席委員の氏名
五　会議に付した議案の件目
六　決議事件
七　表決の数を計算したときはその数
八　議題となった発議動議及びその提出者の氏名
九　諸般の報告
十　その他委員長又は会議に於て必要と認める事項

第三十六條　会議録に署名すべき委員数は二人とし会議の始めに委員長が会議に諮ってこれを定める

第三十七條　秘密会の議事と委員長に於て取消を命じた発言は会議録に記載しない

第三章　請　願

第三十八條　請願は文書により請願の要旨提出年月日請願者の住所氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）職業及び年令を記載し署名捺印の上委員会宛に提出しなければならない

委員会に前項による請願書の提出があったときは委員長はその採否を会議に諮らねばならない

第三十九條　委員会は採択した請願で当該機関へ送付の必要があると認めるものは直ちにこれ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を送付する　採択しないと決定した請願は理由を附しこれを請願者に通知しなければならない

第四十條　委員会は陳情書その他のものでその内容が請願に適合するものがあるときはこれを受理して請願の例により処理しなければならない

第四章　紀　律

第四十一條　委員は会議定刻までに出席して出席簿に署名又は捺印しなければならない
出席簿は教育委員会事務局に備える

第四十二條　委員は公務疾病その他の事故により会議に出席することができなかつたときは予めその理由を記載した欠席届を委員長に提出しなければならない

第四十三條　すべて委員は委員会の品位を重んじなければならない

第四十四條　委員は会議中濫りに議席を離れてはならない

第四十五條　議場においては飲食又は喫煙を禁ずる

第五章　補　則

第四十六條　すべて会議規則についての疑義は委員長が会議に諮りこれを決める

第四十七條　この規則の改正は在任委員の過半数の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

要求がなければこれを会議に付することができない

附　則

この規則は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會傍聽人[redacted]規則

第一條　會議を傍聽しようとする者は、會場係員に住所氏名を告げてその指示に從わねばならない。

第二條　次の各号の一に当ると認められる者は入場を許さない

一　精神に異狀があると認められる者又は酒気を帶びている者

二　兇器を携帶して居るもの

三　滿員後傍聽しようとするもの

第三條　傍聽人は如何なる理由があっても議場に入ってはならない

第四條　傍聽中は次に掲げるような事があってはならない。

一　濫りに傍聽席を離れること

二　飲食又は喫煙をすること

三　議事の言論に批評を加え又は可否を表すること

四　喧噪にわたり又は議事を妨害する様な行爲をすること

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五 私語又は談論すること

六 其の他会議を軽視し又は委員会の品位を傷つけるやうな言動をすること

前項の規定を守らない者には委員長は式告を加え尚改めない者は退場を命ずる

第九條 傍聴を禁じた時又は退場をおめられた時は、直ちに退場しなければならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會の委員の報酬及び費用辨償に関する條例

第一條　兵庫縣教育委員会の委員(以下委員という)にはこの條例の定めるところにより報酬及び職務のために要する費用辨償として旅費を支給する

第二條　報酬は月額六千円として別に委員長には月額二千円副委員長には月額千円の手当を加給する　但し縣会議員で本委員を兼ねるもの、報酬は月額三千円とする

第三條　報酬及び手当は毎月これを支給する。但しその月の定例委員會に一日も出席しないときはその月に支給する報酬及び手当はこれを半減する

第四條　委員の報酬は就職の当月分からこれを支給する。委員長又は副委員長の手当はその選挙された当月分からこれを支給する

第五條　報酬及び手当は辞職、失職及び死亡の場合にはその当月分までをその際支給する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第六條　委員が招集に応じたとき又は職務のため旅行するときは旅費を支給する

第七條　旅費は鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は別表の定めるところにより、支給方法については「内口旅費規則、内口旅費規則施行細則」を準用する。但し委員會の招集に応じたときは往復の旅費を支給する外滞在中の日当、宿泊料はこれを支給しない。

第八條　路程は居住地市町村から起算する。但し会議のため招集に応じ神戸市に滞在中旅行するときは、神戸市から起算する

第九條　委員が招集に応じた後、任期満了したときと雖も帰郷旅費はこれを支給し、死亡の場合には、これに相当する二倍の金額を遺族に支給する

附　則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

鉄道貨及び船貨	車馬貨（1粁に付）	日当（1日に付）	宿泊料（1夜には）		食卓料
			甲地	乙地	
上級運貨	6円	240円	1200円	960円	240円

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會内規

兵庫縣教育委員會教育長の專決すべき事項を次の通りとする

一、議決豫算の執行流用に関する事項
二、学校及び圖書館ならびに綜合運動場の職員の進退賞罰其他身分に関し急を要する事項
三、事務局職員の身分に関し急を要する事項
四、教員検定及免許状に関する事項
五、事務局職員の出張に関する事項
六、事務局職員に対する休暇除服出仕等に関する事項
七、制規定例の告示及公告に関する事項
八、廳中の儀式及規律取締に関する事項
九、教職員の恩給及共済組合に関する事項
十、学校の学級編成に関する事項
十一、休業日の設定に関する事項
十二、宗教法人に関する事項
十三、国宝重要美術品史蹟名勝天然記念物に関する事項
十四、調査に関する事項
十五、学校教育社會教育の指導に関する事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會事務局[illegible]處務規程

第一章　事務分掌

第一條　兵庫縣教育委員會規則(規則と言ふ以下同じ)第七條に規定する各課及室に於ては左の事務を分掌する

秘書室

一、秘書事務に関する事項
二、局内儀式に関する事項
三、公印の管理に関する事項
四、機密文書に関する事項
五、局内人事並に給與に関する事項
六、議事に関する事項
七、文書事務に関する事項
八、弘報宣傳に関する事項
九、渉外事務に関する事項

總務課

一、事務局の庶務に関する事項
二、教育委員會の歳入　歳出預算及教育委員會の経理関する事項
三、庁舎に関する事項
四、宿直に関する事項
五、法人に関する事項
六、学校其の他教育機関管理に関する事項
七、学校其の他の教育機関の設置廃止に関する事項

[illegible]
九、其の他　[illegible]

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

八、事務局支局に関する事項
九、其の他、他課の主管に属しない事項

学校指導課
一、高等学校、中学校、小学校、幼稚園の指導に関する事項
二、教材研究に関する事項
三、学生、生徒、児童の活動に関する事項
四、教科用圖書に関する事項
五、研修に関する事項
六、教育研究所の連絡に関する事項
七、其の他指導に関する事項

社會教育課
一、公民教育に関する事項
二、P、T、A(父母と先生の會)に関する事項
三、智能教育に関する事項
四、視覚教育に関する事項
五、国宝、重要美術品史跡名勝天然記念物に関する事項
六、公民館図書館その他文化教育施設の指導に関する事項
七、嬉野公民研修所の連結に関する事項
八、出版著作権並に没收図書に関する事項
九、其の他社會教育に関する事項

体育保健課
一、学校体育運動の普及奬勵に関する事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、社會体育運動の普及奬勵に関する事項
三、学校衛生に関する事項
四、学校給食に関する事項
五、体育團体に関する事項
六、其の他体育保健に関する事項

教職員課

一、学校職員の人事給與に関する事項
二、教員其の他教育関係職員の組織する労働組合に関する事項
三、学校教職員の福利厚生に関する事項
四、検定及免許状に関する事項
五、其の他教職員に関し他課に属しない事項

施設課

一、学校其の他の教育機関の敷地の設定及変更並に校舎其の他の建物の営繕保全の計画及び其の実施の指導に関する事項
二、学校其の他の教育機関の資材に関する事項
三、其の他教育施設に関する事項

調査課

一、学校教育に関する諸調査統計に関する事項
二、社會教育に関する調査統計に関する事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、其の他調査統計に関する事項

第二條　教育委員會事務局支局は(支局と言う以下同じ)教育長の命をうけて事務を分掌する

一、支局の庶務に関する事項
二、教育の調査統計に関する事項
三、指導に関する事項
四、社會教育に関する事項
五、体育及び学校衛生、学校給食に関する事項
六、教職員に関する事項
七、学校施設に関する事項
八、其の他管内の教育に関する事項

附　則

一、本規程は昭和二十三年　月　日から之を適用する
二、事務局支局並に教育研究所、嬉野公民研修所及び美術研究所處務細則は別に之を定める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ケイ・エイ・ヂョンスン

教育委員參考資料

教育委員會と學校方針の樹立

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

方針の樹立

學校方針の樹立は、勿論、教育委員會の最も重要な責任であり、その會合に於てなされる最も重要な事業である。方針樹立のための諸種の助言は、学校の行政長官としての教育長の最も重要な責任である。実に眞の意味の行政官としての教育長の資格とは、方針樹立に當つて、教育委員會を指導し、学校の能率向上の方法手段を提示し、常に教育目的を推進して行く能力のことである。

方針樹立の前提

教育委員會を行ふ場合、特に方針樹立の重要な檢討中に於ては、委員及教育長は教育の目的を寸時も忘れてはならぬといふことは今更駄弁を要しない。

教育の目的とは何か。何故に学校を設け、これを経営するのか。これらの質問に對する回答は、最も簡單な問題の解決の内にさへ包含されてゐるべきである。

すべての教育目的は、二つの大見出しのもとに纒めて、「何故」といふ疑問が起つた時の、即妙の鍵を備へておくことが出来るだらう。

(一) 学校は、生徒各自に、豊かな人生と、自己の生存の窮極目的とを、可及的充分に覚らす様に援助すべきである。

(二) 学校は、われ〳〵の政治的、社會的、経済的制度の維持及び改善の援助をなすべきである。第一の個人的な教育目的は、父兄の喜ぶものである。それは自分の子供の生活を豊富にせんと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育長の任務

教・職員の支援の重要性

するものに関心を持たぬものはないからである。委員會は、兒童の生活を豊かにするやうな方策を考慮してゐる際には、平等と公正の原則を忘れてはならない。すべての兒童の爲めに平等と公正を保証せずして、教育に於ける劃一性に對する規定を作製することは容易である。第二の目的も亦重要である。それは、われわれの重んずる政治的及び社會的制度を保護するからである。個人よりも國家乃至は社會を重視するのではないが、われわれの制度は戰ひとる價値のあるものであるといふ建前を堅持するものである。

方針樹立に當つて、教育長の助言を爲す能力は、常に彼に對する指導力を喚起し、そして常に彼に對する信頼の累進等に對する學校業務に於ける改革の良否を決定する爲めには時として多年の日子を必要とすることがある。この故に教育委員側が、提案の結局妥當なるか否の決定を教育長に仰ぐことは當然である。無論新提案が委員より爲されることもあれば、また、思はざる方面より委員會に提出せられることもあるだらう。かゝる場合には、委員側は教育長に謀ることなく、或は教育長よりの報告を待たずして直接行動を執ることは殆ど不可能である。更に極めて妙案と見える提案も、学校全体の方策に照して詳細に再檢討を加へる必要があり、又教育長の專門的な意見が教育委員達の通俗的な素人判斷を補强乃至は訂正をする場合も當然あるべきである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公衆の支援

教育委員會は公共團体である。この故を以て公衆はその會合に出席し、討議を聞く權利がある。公衆は又、請願の法的權利がある。即ち委員会が方針樹立の途上にある際には、意見を開陳し、これを考慮して貰ふ權利がある。名実ともに民主主義に徹しなくては眞の民主主義とは云へないのである。教育委員會及び教育長が、方針樹立に當つて、公衆の支援を仰がなければ、民主的參劃はあり得ない。結局公衆は盛んにその希望を発表し得る場合に於て、積極的に学校支援をやるものであることは周知の事実である。

教育委員は概して教育長と密接な連繫のもとに活動し過ぎて、ややもすれば、教官及び事務官が方針の樹立に當つて、なし得る援助を見逃がす傾きがある。手近にゐる教官の一團のものに問題を檢討させ、教育委員と會合させることは容易なことである。教職員は案外才幹と專門的な經驗があるから、教育長も教育委員もこれを見逃してはならない。教職員が非常な助けとなり得る場合が実に多々あるのである。

最も民主的に学校問題を考慮する場合には、教職員はただ顧問的機能を持ち、最後の決定に對する責任は教育委員のみに屬することを銘記しなければならない。責任と權威は唇歯の関係にある。そして教職員は、方針樹立に參劃する場合を、情報提供、意見開陳、献策進言の機会と考へねばならない。一方、教育委員は、緊急の場合は別として、即決的に、その權威を行使すべきではない。方針は、可及的教職員及び公衆に決定の援助をさせ、生み出される方針がかかる決定の表現となる時に最も立派な方針となるのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

方針樹立に際して公衆を利用し得る方法は多い。恐らく公開教育委員會が最良の方法であらう。定期の教育委員會には、公衆を招待すべきである。尤もある職員の一身上に関する重大な問題を討議中といふやうな異例の場合は別である。その際には勿論委員は、該職員自身が公開を要求するのでなければ、その委員会を秘密會とすることを宣言する必要があらう。

公立学校の各種方策の討議、特に校費の長期増加に関する問題、議論の多い問題等々の計議には公衆の代表團体を利用が出来る。問題に対しあらゆる角度から検討が加へられて初めて教育委員達は、公衆の意見を知り、且つ横張或は他の大変革に対する輿論の反應動向を知ることが出来るのである。

いかなる問題の檢討に於ても、教育長が自己の見解と決論を最も立派に擁護する爲めには、これを支持する專門的文献、特に調査資料を座右に備へておく必要がある。教育委員會が、問題の研究、特にその問題に対する学識経驗者の檢討のための時間を與へ得ないと云ふ様なことは極めて稀であらう。

委員會の決定

如何なる方針の変更に対する決定も、正式の會合に於ける教育委員の投票後、はじめて行ふことが出来る。委員達は委員團が一丸となって行動する時の他は権威を持つてゐないからゝ、問題のあらゆる面に関する完全な情報を受理するまでは、言質を與へてはならないことは云ふまでもない。この規定に從へば、方針は完全となり、委員會の處置が、個人的な苦境を生むと云ふ様なことはあり得ない。すべての大きな問題では委員會が清濁あはせ呑むといふ態度で行動

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

することが賢明である。

強壓團

學校行政官の中には、あらゆる強壓團に惱やまされたくないものだと思ふものが多い。彼等は、社會の一部を代表してゐる代表者を面倒視し、厄介視する。強壓團に惱やまされぬ方策もがなと憧憬れる行政官は、次のことを銘記すべきである。即ち、請願の権利は米国史に於ては、その根底をなすものであるといふことを。強壓團が意見を聞いて貰ふことの出来ぬ社會には、學校に對する關心が明かに失はれてゐる。或は公衆が、教育委員會へ出席しても役に立たぬといふ結論に達してゐる。彼等は民主的團体としての彼等の教育委員會に對して信用を失つてゐるのである。

強請團の代表者を朗らかに、丁重に迎へることの出来るものこそ有能な教育委員團と云へるのである。委員は、個人にも團体にも意見を発表させてから、なごやかな而も敬意ある態度を以て、請願を愼重審議し、回答を與へる旨を表明せなければならぬ。強壓團に對處するに當つて、斷じて一氣に行動をしないのが賢明である。問題を詳細に考慮する時間は何時でもあるものだ。委員達は、教育長に、問題を調査し、次の會合の席で、集めた情報を報告し、更に助言をして貰ふやうに頼むのが最善のやり方である。情報が悉く入れば委員側は最善の判斷を下し、請願團に贊否の決定を傳へることが出来るのである。活潑な強壓團は民主主義の必須の要素であると從来言はれてゐるが、これを親切に正當に遇すれば、教育委員團が、これを親切に正當に遇すれば、彼等に民主的行政過程に関心を有し、且つこれを運用する能力のある証左である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

方針に関する教育委員の最後的決定は、ありとあらゆる事実を考慮し、公衆及び教職員の代表團体の意見を聽取し、誤報及び私利的利害関係より眞相を脫殼してなら、公平な判断を下して得た決定でなければならぬ。公平な判断を下して、その結果委員會で設定した方針は概して学校制度を一段と安定さすよすがとなり、好感を醸成する。

委員活動の發表

発表が民主主義と勘違へされることを往々にしてある。学校で行つてゐることを一般に報告することは結構ではあるが、その報告が、片道街であつてはならぬ。発表街は往復街路であつて、民衆が對應して意見を発表し、教育委員がこれを考慮することが出来る方が遙によい。学校の発表を継続し、而もこれを誠実に行ひ、それに對する一般の意見を教育委員が聽取し、その意見を基礎にして行動する用意があれば、委員達の社會的視野が開いてをり、情報を最も利用する用意ある証左である。

一立派な発表計画を行ふ方法は澤山ある。最上の方法は諸種の技術を円満に綜合して利用することである。新聞発表は学校の事項を公表するに最も有効な手段であらう。通信員はすべての委員會に常に招待する價値がある。新聞記者が、委員會及びその係員によつて信頼されてゐると覚れば、委員會が研究中であつて、問題を起しさうな討議事項の印刷は一時差控へるやう協力することは難事ではない。地方新聞との親善関係を結ぶことが出来ない爲めに、委員會が、実は成実至誠であるにも不拘、不正行動の濡れ衣を着せられるに至つた例が從来多かつた。かゝる場合、會合の秘密的な性格がその因をなしてゐるのが普通である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

方針便覽

學校方針反方策を謄寫版の便覽にすることは、教職員及び教育委員に、現行の方針、方策、時間割、俸給等に関レて常に報告を提供する良い手段である。この様な便覽では、記事の簡潔を旨とする必要がある。用語は正確ではあるが専門語を避け、記事が教育長にも公衆にも容易に理解されなければならない。便覽は規則や規定の固苦レい法典とレてでなく、現行の方針及び規定を網羅した一覽表と考へられなければならない。方針は不断に再檢討をすれば行政の適應性の主旨に添ふものである。教育委員は方策或は方針を廢棄したり修正するために活躍しなければならないが、これが便覽に重みと安定性を授けるのであつて、これは教育長の命令だけでは得られないものである。

教育委員會を行ふ際には學校行政の原則を常に念頭に置き、方策の檢討に、それを適用するのが至當である。かういふ風な方針樹立は教育委員の責任中最も重要な手続である。方針が採決されたならば、これを固守する必要があるが、情勢、事情が変化するに從つて、方針は悉く再檢討を加へて、変更すべきである。

（終）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員參考資料

（教職員と教育委員との関係）

附＝青年子女、教育委員會、教育長、教師、事務員、管理者、父兄に関する總括的説明

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學校教職員と教育委員との関係

学校教職員は、教育委員が一丸となつて活動して任命せられる。教育委員が個人的に教職員の候補者を推薦しないのが、教育委員會の主義である。この推薦は教育長の任務である。教育長は、職責と、候補者の資格とを文書にして、候補者を推薦する。教育委員はその詮考に當つて、職責や被推薦者の資格につき質問をする權利がある。教育長が質問者に滿足を與えることが出來ないと否決投票となるかも知れないが、併し、質問者が否決された候補者に代るものを推薦する權利はない。

また教育長は任命した教職員の勤務振りを評價せなければならぬ。教育委員は教育長のその評價を論ずる權利がある。併し教育委員は、教育長の評價を無視して自分達の評價を重んずることは出來ぬ。若し教育委員にして、教育長が任命教職員の勤務振りに對して公正な評價を爲すオ幹がないと認めるならば、教育委員は教育長を更迭すべきである。教育委員は、教育長に依囑してある任務の遂行を引き受けて、社會に對してその責を負うというようなことがあつてはならぬ。

委員會の規定の中に右の問題に関して誤解を招く恐れのある規定が一つある。この規定は、教育委員の學校參觀に関することである。將來誤解を招くことのないように該規定を全部ここにあげることにする。

イリノイ州學校規定によると、教育委員は義務として公立學校全部を、學校の爲めに、參觀視察せなければならぬ。教育委員は年に一回の學校參觀の責任を果し、可及的、參觀に當つて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

必要事項を心得るために、教育長と同伴することになつている。教育委員が二人以上同時に参観しないことがよいということになつている。

教育委員はまた、可及的、教場参観をすることを極力奨勵されている。かかる参觀は教育長と同伴するとせぬとに不拘、委員が單獨に行う方が効果が多いように思われる。この參觀は學校組織と教員に對する知識を廣め、教員と教育委員間の親善關係を養う目的に添うことになる。併しここに注意すべきことは、この參觀の結果、意見や批評を發表する場合には、直接教育長に對し或は教育委員全部または討議委員に擧げられたる一部の教育委員に對して爲すべきで、それ以外は批評を差控えなければならぬ。

建築委員の如き委員又は教育委員全部が委員會に報告或は進言をする爲めに、概して教育長と視察旅行をするとよい場合がある。

方策の辭句によつて、方策採定に當る教育委員は、本來行政長官即ち教育長に屬する仕務を引受ける意志のなかつたことが明瞭に觀取される。この辭句によつて、教育委員の學校運營に對する直接の知識と印象を得んとする熱意が伺われる。この熱意は、時々教育長と學校參觀旅行をすれば充たされた筈である。唯一つここに遺憾とすることは、教育委員が學校參觀をすると疑心暗鬼を生むことである。かかる參觀は全部の學校に亘つて行うべきで、そうしてこそ惡評を避けることが出來る。尚それでも、教場の參觀に時間の長短の差があると、その結果不平が生れ、流言が起り、學校の士氣に影響を與えるかも知れぬ。教育長は學校活動の報告を、代表委員に委員會に於てさせる方がよい。この方法をとり、又教育長が時々報告をして、教育委員は常に學校運營に關して報告を受けることが出來る。

* * *

* *

*

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◎**青年子女**＝青年子女は成人として完全な地位を占める時が近い。學校と家庭は、この時に備えて彼等に素地を授けるのである。將來の立派な國民は現在の立派な學校にその基礎がある。

○**教育委員會**＝教育委員會は全民衆を代表する。公の委託物を管理する爲めに選ばれたものである。から、私腹を肥やすための機関ではない。教育委員會は、學校制度によつて、アメリカの將來を建設する。

○**教育長**＝教育長は教育委員會の執行官である。練達の行政職員と協力して、教育委員會の方針を實行し、學校の運營に有効なる專門技術を用うる爲めに民主的な方法を採る。

○**教師**＝教師は學校組織の專門的中軸である。學校の成否は日々の教授の質の良否による。學校機構も行政もただ教師の仕事に便ならしめるためのものである。

○**事務員**＝事務員により校内の諸活動は常に圓滑に行われる。事務員は往々教師に代つて雜務を處理し、學校參觀者に應接し、行政者を助けて多くの複雜なる事務を執る。

○**管理者**＝管理者は他の者の慰安と安全のために活動する。管理者は職人其他の雇傭人の援助を得て校舍の修覆を怠らない。そして、納稅者の金を貯金し、兒童及び教師の厚生を保證する。

○**父兄**＝父兄は現代の學校運營上不可缺のものである。父兄と教師の團体によつて、父兄は建設的な社會的態度を助長し、教育委員を助けて學校方針を發展せしめ、兒童及び青年子女の教育的機會の改善に資するわけである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(2)
(3)

Qualification for S. B. Members.
School Board Member's Creed.
Educators' ~~Creed~~ Principle

教育委員の資格
教育委員の信條
教育者の綱領

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員の資格

好ましい特質

進歩的な教育委員が立派にその職責を全うする爲に必要な資格とはいかなるものであろうか。先づ第一に委員は良き市民でなければならない。清廉潔白の士であると共に名望家でなくてはならない。地位を利用して個人的な野望をみたそうとする利己的な目的を達成する人であってはならない。從つて教育委員會の水準はいかなる他の公共團体よりも高次のものであるべきである。

委員は必ずしも學歴の高きを要しないが、高い知性の持主でなければならない。要は教育の價値に對する深い認識と兒童に對する愛情と青年に對する信賴とを併せ有していることである。

委員としてはその豊富な經驗からチーム・ウアークの必要性を十分心得ている人でなければならない。委員會に於ける投票の結果、その勝敗にこだわる様なことがあつてはいけない。即ち自分一個の願望や信念や見解等は多數者の意志に從わせるべきものであることを知る人でなければならない。徒らに自我を主張して宣傳的効果をねらう様なことをしてはならない。

委員は委員會の會合以外では委員としての權威はないものである事を忘れてはならない。從つて記錄に載せられない場合や會合以外の場所で何等かの言質を與えるというような惡習慣に陷ってはならない。委員達と教育長とが互の尊敬と信賴に基礎を置く誠實と友情を示し合つて行くところに初めて最も能率的な學校組織が存在するのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

最後に、委員は眞の指導をなすに必要な勇氣を持たねばならぬ。公共團体の委員はすべての問題を決定する時、自己の選擧人の多數の意向に從つて投票するのが民主々義なのではない。委員は人々に依つて、その人達の代表者に選ばれたのであつて、決して問題の起る度にその人々に投票して貰つて自分の取る可き道を決める必要はないのである。委員は自己の判斷によつて一般の人々の利益のために投票すれば最高の民主々義觀に基づいて行動している事になるのである。

職務に對する責任

良き委員たることがとりもなおさず選擧される資格になるという事を悟らないとすれば迂闊も甚だしいと云うべきである。それであるから学校は委員會の活動狀況を常に一般社會に充分知らせて置けるような効果的な情報計畫を立てなければならない。

「勇氣」とは委員は公立學校の鬪士でなければならぬという意味である。現存の教育機構中の缺点は率直に認める一方教育なるもの、確乎たる中心觀念の足場の上に常にしっかりと立たなければならない。委員は學校を維持するための法制的・道義的義務を見失わぬようにす可きであって、無氣力から教育制度が破壞される事を斷じて許してはならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

敎育委員の信條

「敎育長並に事務局職員と仕事をするに當つて」

私は敎育長に學校經營の責任を負わす。

私は敎育長に彼の責任に相應した權限を與える。

私は得られる限り最もよく訓練された技術的・專門的に秀でた人々によつて學校が經營されることを望む。

私は敎育長の推薦に基いてのみ職員を選ぶ。

私は敎育長の推薦を裏附ける彼の完全な報告を待つて始めて委員會の立法會議に臨む

私は敎育長が常に口頭並に書面による報告によつて委員會に適宜に情報を提供することを臨む。

私は委員會に於いて些細な事務に關してよりも、敎育の計畫や運營に一層多くの時間を費すことを望む。

私は敎育長に對し好意的な助言を與える。

私は總ての陳情を當事者たる行政官に取り次ぐか、或は書類にして委員總會に附託する樣にする

私は職員の一身上に關する非難はすべて敎育長に取り次ぐ。

私は敎育長や他の事務局員がその本務を十分果すことが出來る樣に適當な庇護を加える。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育者の綱領

私は教育の目的は人類に對する奉仕である事を信じ、教職の義務を負います。
私は學校はその生徒を幸福にする責任がある事を自覺し、此の義務を果すために兩親や社會と協力する事を誓います。
私は同僚と協力して理想を堅持し、教職の價値を認識する樣に努めます。
私は教育のために一身を捧げ、信頼に應える樣懸命に努力します。

四　則

一、生徒に對する義務
教育者は自己に託された生徒の現在並びに將來の幸福を先づ第一に考えなければならない。
生徒が家庭、學校、社會に於て、社會的に又經濟的に能力を發揮し、社會の一員として幸福であるように育て上げなければならない。

二、兩親に對する義務
教育者は生徒に對する兩親の權威を認め、進んでその責任を分担し、兒童の最善の利益のために兩親と協力しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、社會に對する義務

教育者は社會から信用されている地位にある事を思い、自己の行爲によつて教職と一般教育とに對して社會の尊敬をかち得るように行動す可きである。教育者は指導の責任を自覺し、教育に関心を有する人々の助言を求め、又その人々と協議するように心がけねばならぬ。

四、教職に對する義務

教育者は常に建設的協力をなす態度を持し、自己の監督下にある人々を指導し、同僚を助け、責任の地位にある人々の指導を尊敬す可きである。教職の威嚴を認識し、高次の忠實なる奉仕の觀念を保持する様協力しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員の心得

ローレンス・エル・ラービー
（ロサンゼルス 教育委員）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員は公衆の打診を怠らなければ優秀なる學校行政を通じて任務の完遂可能

公教育の主要な目的は青年子女を訓練するといふことである、これを各教育委員は心得てゐる必要がある。これを心得てゐることが、教育委員が、學校、社會及び他の教育委員に對する関係から生れるすべての問題を處理する際に、基根となるものである。併し心得てゐるだけでは駄目である。更に公衆は、教育委員がソロモンの知慧と、ヨブの忍從と、燃えつくした電球の謙讓と、モーゼの從順と、ヘンリー、フォードの良識と、ヂェット航空機の主動性を備へてゐる者と考へてゐる。これらの比喩はやや混合してゐるやうに見えるが、當今は、教育委員の頭のまわりには喰ひ違った流が渦巻いてゐるから、混合は珍しいことはない。恐らく、公衆の期待が多いといふことはよいことであらう、といふのは、高い標準に置かれることは、利戟を與へることになるから。

地域が異なるにつれて、教育委員の任務も違ってくる。ある社會では教育委員の責任は特殊的で、そして掣肘を受けてゐる。ところがある社會では教育委員は、種類、様式、形式の如何を問はずあらゆる活動に對して全部責任を持ってゐる。學校制度の運營、計畫を決定することが、教育公吏が先づ第一に考慮すべきことである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學校行政を研究するものの中には、かういふ事を云つたものがある、即ち責任を教育長に置くと、民衆の声を代表するところの教育委員と、専門的練達者であるところの行政者との間に溝が出來る恐れがあると。又中には責任の所在を明かにして置くと、確に利益であると見る者もある。教育委員は、教育委員會が働く機構と知らなければならぬ。併し、その機構は兎に角、教育委員會なるものは、民衆を代表するために存在してゐる。そしてその民衆の中には、教師及びその他の學校関係者も入つてゐるのである。

權威の範圍決定

そこで教育委員が先づ心得て置く必要のあることは、如何なる行動に関して自分が責任を負はなければならぬかといふことである。その責任が教育委員にあるかどうかといふことは兎も角、一般公衆は教育委員に依存しようとするのである。

ある權限を教育長に附與することに就ては、いはれがある。そうして置くと教育委員の職權乱用を阻止する場合が多いのである、概して、教育委員は、免許状を持つてゐる教師ではないけれど、中には教育專門家として立つてゐるものもある。そうした者達は、資格のついてゐる技術及び方法を持つてゐるので、審判官としてならば、更に立派に技倆を發揮したかも知れぬ。公衆が、教育委員は行政官にするのだといふつもりであつたならば、教育委員は先づ教育長と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

命名するところであつたのだ。ところがその実、教育委員は教育委員であつて、教育長ではないのである。

教育委員は、公衆の希望の傳達者として行動し、又專門家の間に立つて仲介者として行動すればよいのに、その実、專門的な問題に関して党派を組み、猛烈な論爭をやつた例が從來ある。教育委員の最も大切な任務の一つは、公衆が如何なることを希望してゐるかを見極め、その希望を行政官の計画によつて、如何なる程度まで充し得るかを見極めることであるが、このことを教育委員が忘れることがある。教育委員にして、私見を教育家及び行政官に强要し、先づ專門家の意見を聞き、專門家から教を受けようとしなかつたことが從來ままあつたのである。

教育委員は學校參觀の招待に、なるべく應じ、教師及び父兄と懇談し、かくして直接、教育が如何様に行はれてゐるかを知り、更に、教職員の見解や関心を見極めなければならない。かくしてこそはじめて、教鞭を執つてゐるものの経驗、障碍、苦境に照して、公衆の意見や批評を考へてみることが出來るわけである。

接觸の重要性

教育委員會は、教育の障碍であるといふ感じを抱いてゐる行政官が中にはあるが、悲しい哉、かう云ふのも根據がないわけではない場合がままある。教育委員會の制度がある以上、行政官

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

は、法令或は慣習によつて、敎育委員會の時間割をいろいろに組んでゐる、即ち、委員會の中に月一回だけ會合し、七月か或は八月は全然會合しないのがあるかと思へば、中には月二回會合するのもある。又中には三週間に一回のもあれば、週に二回、又週に一回のもある。會合の度數それ自体が、公衆の代表者たる敎育委員が、學校行政に對して示す関心のバロメーターとなつてゐる地方が中にはある。月一回の會合討議では敎育の実情を委員達が熟知してゐるとは明かに考へられぬのである。

學校行政官は本質上、專門家達である。彼等は必ずしも事務的訓練を受けて來てゐないのである。彼等は皆が皆まで學校といふ會社の株主、即ち公衆と廣く交るといふことはないが、ところが、普通地方の實業家、職業家出身の敎育委員はちがふ。この事実は重要なことである、大いに重要なことである、といふのは、學校が公衆と離れるに從つて公衆は學校に関心を持たなくなつて行き、學校行政者が公衆の希望を誤解する場合が多くなるからである。

公衆の希望實現

公衆が敎育委員の選出に活潑に參加するならば、敎育委員は必ずや民衆の意志に答へることになる。敎育委員は、學校は公衆全部のものであること、自分の選出或は任命の方法の如何を問はず、自己の責任は第一に公衆全部に對してであつて、その一部に對してあるのではないと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いふことを心得てゐる必要がある。このためには民衆の意志を知らなければならぬ。

數週間前のこと、ワシントンとアレキサンダー、ハミルトンとの間に行はれた興味ある討議がラヂオで放送された。ワシントンは官界を退いて自宅に引籠つてゐるところへ、ハミルトンが面會を求めに來る場面で、その時爲政者をなやましてゐた問題に就いて、ワシントンの助言と援助を請ひ求めるところであつた。ハミルトンはワシントンにかう尋ねた、『民衆にその態度が間違つてゐるのをさとらせるにはどうすればよいでせうか？』それに對してワシントンはかう答へた、『あなたの官吏としての務は、民衆に誤つてゐることをさとらせることでなくして、出來る限り民衆の希望してゐることを知り、そうした民衆の要望を実行するやうに努力することである。』學校制度も公衆の希望に添ふのが理想であり、公衆の意志に反する制度は問題を起す因である。

最後に教育委員は常に次のことを忘れてはならぬ、即ち、學校は現在及び將來のわが政治形態の基礎をなしてゐるところの三角形の一辺であり、他の二辺は家庭と教會であるといふことである。

教育費の考慮

教職といふ大切な職業の維持と改善は主として教育委員の掌中にある。最近レド、スケルトン

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

がこんなことを云つた、『私は以前には、私の先生はつむじ曲りだと思つてゐたものだが、今では、先生は衣食が足らなかつたのだといふことが分つてゐる』適當な俸給を支拂はなければ、敎職の諸條件が新進氣鋭の者を惹きつける様なものでなければ、又、敎育委員が敎職員の問題を親しく愼重に考慮を加へなければ、敎育の將來は寒心に堪へない。

國内至るところにあるがらんとした敎室、閉切りの部屋、わが國の學校で働いてゐる訓練の足らぬ、又、資格の不充分な敎師、備品が全然ない部屋、耳や眼を通じての敎育設備、心理測定の設備、其他重要な現代設備の缺如等は、公敎育の窮況を雄辯に物語つてゐる。

優良な敎育委員になることほど、社會奉仕の立派な機會はない。それは輕視出來ない務である。そして、青年子女が立派な國民に成長してゆくのを見て密かに滿足を感じ、又敎育委員として活動することによつて、自分が社會の一員として生活することを許してもらつてゐるといふことに對して御恩返しをしてゐるといふ感じを抱いて大に報いられるところの務である。公敎育の主要目的は青年子女を訓練することである——これは敎育委員が知つてゐなければならぬ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

1.

教官の心得

Teacher's Code of Ethics

○教官は何人にも礼儀正しく、公正に、教職者にふさわしい態度を以て対しなければならない。

○教官と生徒との間、及び学校と家庭との間に懇篤な関係が保たれてゐることが教育倫理の上から云って望ましい。

○教官の行動はその土地の最も健全な人士のとる可き行動の規範からはづれるやうなことがあってはならない。

○教官は研究、旅行、及び実験に依って各自の授業を改善するやうに努力しなければならない。

○同僚を非難することは、特定の場合以外には、避けねばならない。

○教官の考課書類には真実を誌し、且つ外部に洩してはならない。

○地方並びに全国の各種教官の会の会員となり、その会の為に大いに活動することが望ましい。

○教官は個人的な利益の為に教科書を採用することをさけねばならない。

○他の教官と生徒との関係を妨害しない様深甚の注意が払はれねばならない。

○如何なる教官も事情を知りつゝ、或る地位を得るために競争相手よりも低い俸給を申出るやうなことがあってはならない。

○全教官の俸給は公正な方法に依って定め、定められたならば全教官は注意してこれを乱さないやうにしなければならない。

○他方並びに全国の各種教官の会の会員となり、その会の為に大いに活動することが望ましい。

○教官は個人的な利益の為に教材を採用することをさけねばならない。

○他の教官と生徒との関係を妨害しない様深甚の注意が拂はれねばならない。

○如何なる教官も事情を知りつゝ或る地位を得るために競爭相手よりも低い俸給を申出るやうなことがあつてはならない。

○全教官の俸給は公正な方法に依つて定め、定められたならば全教官は注意してこれを乱さないやうにしなければならない。

○如何なる教官も他の教官が或る地位を元、或は昇進するのを援助してその報酬を受けるやうなことがあつてはならない。

○正当な契約が結ばれたならば、両当事者共に之を尊重し、相互の同意なくしては之を解消してはならない。

○公務は正当に任命された公務員を通じてのみ取扱はれるべきである。

○各教官には学校の福祉に害ある事柄は凡て之を上告する責任がある。

○教官の向上発展は適切な表彰と、昇進とに依つて之を促進しなければならない。

○上に用ひた教官といふ語は教育に直接携はる者すべてを含む。

（昭. 24. 1. 5.）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

The Relationship Between the
Edu. Bd. & Edu. Staff in U.S.

教育委員の參考資料

アメリカ合衆國に於ける教育委員會と教職員團体との關係

アメリカ合衆國に於ける教育委員會と教職員団体との関係

（スクールボード、インアクション、より抜萃）

凡そ一世紀もの間教育委員会と教職員団体とはずつと同じ目的に向つて努力して来ました。教職員がAFLやCIOの労働組合員の會員として、参加する資格を持つ様になつたのは最近十年来のことであります。そして全教職員の約五パーセントが組合組織に属し残りの九五パーセントは種々の教育会に属して居ります

教育會

教職員が教育會の会員になつているということは、個々の學區にとつて非常に大きな価値があります。小さな學區においては、教育会は、僻地の学校に対して教育上の新らしい思想や方法について情報を提供してくれます。また地方教育会は、教育委員会を助けて、教員の補充にも、また新規採用教員が学校の教育計画や、土地の人々について勉強する上にも援助を與えてくれます。

全國教育會（NEA）の目的は「人格の向上を計ると共に教職に対する興味を増進し、教育の教育の振興のために尽す」ことにあります。全國教育会は従来教員の職業水準を高め堅實な教育法規の制定によつて非常に力がありました。教育委員会の委員達は全國教育会のハンドブツをよむことによつて教育会の計画の概要を知ることができるのである。なを教育委員は、教育会の準會員になることが出来るようになつています。教育委員にとつて特別の興味のあるものに、アメリカ学校行政官団體、即ち全國教育長団体の仕事があります。教育委員は、會費を納めることに依り投票權を持たね準会員になることが出来る仕組になつています。

教員は全國教育會に加入している地方教育會にも州の教育會にも、属しています。これらの教育會の計画は、より一層高い職業水準と士氣の向上のために貢献して居

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013